

「森林の番人」の認定について（森林の監視と情報収集の強化）

【現 状】

県土の約7.5%（314千ha）が森林であり、
その内、保全管理を必要とする保安林が約116千ha（37%）

【課 題】

- 森林所有者の高齢化、不在村化の進行にともなう管理放棄森林の増加
- それに伴う森林の公益的機能の低下
- 外国資本等による森林買収への懸念



手入れの遅れた森林

徳島県豊かな森林を守る条例(H26.4.1施行)

- 保全すべき森林を「森林管理重点地域（約27万ha）」に指定
- 特定の行為を制限する「とくしま県版保安林」の指定を推進
- 「とくしまスタイル」の公有林化（森林の公的管理）を推進



適正に管理された森林

豊かな森林を守り、次世代に引き継ぐために
森林の「監視体制の強化」と「情報収集のしくみづくり」が必要！！

1 「森林の番人」を養成

- 森林保全を理解し、監視活動等ができる者を「森林の番人」に認定
- 監視と情報収集に必要な「法知識や土木技術の習得（講習）」
- 地域毎に「森林の番人」を配置



2 「森林の番人」の協力による監視・情報収集体制の強化

- (1) 対象となる森林
- 森林法の保安林・林地開発許可地
 - とくしま県版保安林を含む森林管理重点地域
- (2) 森林の監視・情報収集
- 違法伐採や違法開発の監視
 - 森林の売買や受託管理等の情報
 - 保安林・とくしま県版保安林の指定候補地の情報
 - 地区における鳥獣害や病虫害等の森林情報

無許可伐採



情報収集



【監視・情報収集のイメージ】

『森林の番人』からの情報提供

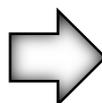
【監視】→ 写真データ等

- ・大規模に木が切られている
- ・重機を使って造成（開発）している

【情報】→ メールや電話による報告

- ・森林の手入れをしてほしい
- ・森林の管理をして欲しい
- ・山を売りたい
- ・〇〇さんが山を売るらしい
- ・森林を保安林にしたい
- ・シカによる被害が発生している

スマホを活用！



〔 県庁・各県民局 〕

GPS機能を持った「スマホ」や「デジカメ」で撮影した無許可伐採や違法開発箇所等の写真を送信してもらう。

【対応】→ 職員による確認

- ・違反等が判明した場合は行政指導等の実施
- ・関係機関への情報提供

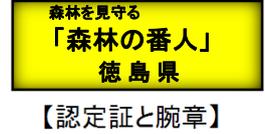
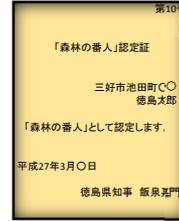
3 「森林の番人」の認定から活動まで



○認定式

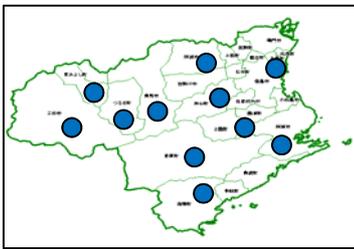
森林・林業を理解し、的確に森林の実態を把握すると共に、地域に密着した監視と情報収集ができる者を「森林の番人」に認定する。

・H28年度 10名



○講習会

- ・「森林法」に関すること
- ・「保安林制度」に関すること
- ・「林地開発制度」に関すること
- ・「徳島県豊かな森林を守る条例」に関すること
- ・その他



○「森林の番人」の配置

	H26	H27	H28
(東部)	7名	6名	5名
(南部)	6名	2名	2名
(西部)	7名	1名	3名
	20名	9名	10名

○身近な地域の監視・情報収集活動

無届伐採と思われる箇所の写真等をスマホで県等に報告し、現地確認や行政指導の迅速化を図る。



◆ 森林情報の連絡先

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|---|
| ○徳島県庁 森林整備課 | 林地保全担当 | (☎ 088-621-2450 | E-mail:shinrinseibika@pref.tokushima.lg.jp. |
| ○徳島県東部農林水産局(徳島) | 林業振興担当 | (☎ 088-626-8587) | |
| ○徳島県東部農林水産局(吉野川) | 林務担当 | (☎ 0883-26-3791) | |
| ○徳島県南部総合県民局(美波) | 林務担当 | (☎ 0884-74-7482) | |
| ○徳島県南部総合県民局(那賀) | 林業振興担当 | (☎ 0884-62-3371) | |
| ○徳島県西部総合県民局(美馬) | 林業振興担当 | (☎ 0883-53-2294) | |
| ○徳島県西部総合県民局(三好) | 林業振興担当 | (☎ 0883-76-0675) | |